

母子父子家庭・その他福祉

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
母子父子家庭および寡婦などの支援	ひとり親家庭および寡婦の自立支援	母子・父子自立支援員による、生活費、教育費、医療費、就職、住宅などの相談 ・小中学生向けの学習支援	各市福祉事務所 各 県健康福祉センター （町にお住まいの方）
	児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童の母または父や、父または母にかわってその児童を養育している方に支給	各市町役場 ひとり親家庭支援担当課 ・ 市町 HP へのリンク 県 子ども家庭課 電話：0776-20-0343
	母子・父子家庭および寡婦の医療費の助成	母子（父子）家庭の母（父）および児童、または一人暮らしの寡婦の医療費について、国民健康保険などの各種医療保険の一部負担金を助成（所得制限あり）	各市町役場 ひとり親家庭支援担当課 ・ 市町 HP へのリンク 県 子ども家庭課 電話：0776-20-0343
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	事業開始資金や修学資金などの貸付け	県 健康福祉センター 母子・父子自立支援員 （町にお住まいの方）
	母子家庭等教育訓練給付金	就業に結びつきやすい講座を受講した場合、受講料の6割を支給	
	高等職業訓練促進事業費	専門的な資格取得のため修業する場合、生活費を支給	各市福祉事務所 母子・父子自立支援員 （市にお住まいの方）
	ひとり親家庭職業訓練資金貸付事業	高等職業訓練促進事業を活用するものに対し、入学準備金や就職準備金を貸付け	県 子ども家庭課 電話：0776-20-0343
福祉一般	母子家庭等日常生活支援事業	就職活動、冠婚葬祭、出張、公的行事への参加により、日常生活に困った時、育児や食事の世話などを行う家庭生活支援員を派遣	各市町役場 ひとり親家庭支援担当課 ・ 市町 HP へのリンク ※実施していない市町もありますので、市町担当者までお問合せください
	心配ごと相談	人に言えない心配ごとや悩みごとの相談	各市町社会福祉協議会

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
生活に困窮している方への支援	生活保護	生活保護に関する相談	各 県健康福祉センター 各市福祉事務所 県 地域福祉課 電話：0776-20-0327
	生活福祉資金の貸付	収入が少なく生活に困っている世帯（生活保護基準額の1.8倍程度）や身体障害者手帳を持っている障がい者と共に生活をしている世帯などへの貸付	福井県社会福祉協議会 電話：0776-24-4987 または 各市町社会福祉協議会
	リバースモーゲージ	高齢者世帯（65歳以上）に対し、当該不動産（土地）を担保として不動産担保型生活資金を貸付	福井県社会福祉協議会 電話：0776-24-4987 または 各市町社会福祉協議会
	生活困窮者の自立支援	・自立に向けた総合的な相談、就労支援、家計相談 ・小中学生向けの学習教室	各 県健康福祉センター 各市福祉事務所 県 地域福祉課 電話：0776-20-0327
結婚相談	結婚相談所・地域の縁結びさん 福井県婚活応援ポータルサイト「ふくい婚活力フェ」	結婚を希望する独身者に対し、結婚に関する相談やお相手の紹介、お見合いの設定などを実施 結婚相談所 電話：0776-27-3184 または 各地の結婚相談所 地域の縁結びさん 県 県民活躍課 電話：0776-20-0362	
男性を取り巻く諸問題に関する相談	男性DV被害者電話相談	毎月第2土曜日 9:00～16:00	県 子ども家庭課 相談専用電話（携帯）：080-8690-0287
旧軍人・軍属に関すること	軍歴証明の交付	軍歴証明等交付申請書および、軍歴証明履歴申立書の提出により交付 (証明書交付手数料 100円/1通)	県 地域福祉課 電話：0776-20-0327
	戦傷病者手帳の交付	戦傷病者手帳の交付や利用など	
	恩給・扶助料	・旧軍人・軍属として公務に従事した人に恩給や一時金を支給 ・配偶者等には扶助料を支給	

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
旧軍人・軍属に 関すること	遺族年金	旧軍人・軍属等が公務上または勤務に関連した傷病により死亡した場合、遺族に対し、遺族年金や遺族給与金を支給	県 地域福祉課 電話：0776-20-0327
	各種特別給付金および 特別弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者の妻、父母、戦傷病者の妻に対して、各種特別給付金を支給 ・戦没者等の遺族に対して、特別弔慰金を支給 	請求窓口：各市町役場 恩給援護担当課 <ul style="list-style-type: none"> ・市町 HP へのリンク 県 地域福祉課 電話：0776-20-0327